

ウェブ上の編集と表現の自由
—ニュースサイトを事例として—

2009年9月

谷内 誠

筑波大学社会国際学群社会学類3年

目次

第一章	研究動機・問題設定	3
第一節	インターネットやウェブがもたらした変化	3
第二節	活字メディアでの変化	3
第三節	放送メディアでの変化	4
第四節	ニュースサイトとは	5
第二章	人の手を介在して制作されるニュースサイトに関する検討	7
第一節	表現の自由により保護されるか	7
第一項	表現の自由とは	7
第二項	新聞の編集権	8
第三項	編集の自由が問題となった事件	8
第四項	編集のみ行うメディアも報道の自由の対象となるか	9
第二節	素材となる記事の著作権に関する検討	10
第一項	著作権とは	10
第二項	新聞記事の著作権	11
第三節	新聞紙面等の編集著作権に関する検討	12
第一項	編集著作権とは	12
第二項	編集著作物概念の変化	12
第三項	新聞紙面の編集著作物としての保護	13
第四節	小結	14
第三章	自動生成されるニュースサイトに関する検討	15
第一節	自動生成されるニュースサイトとは	15
第二節	表現の自由により保護されるか	15
第三節	著作物として保護されるか	16
第四節	自動生成と素材の著作権	17
第五節	小結	18
第四章	ニュースサイトに関する法的問題の検討	20
第一節	人の手が介するものと自動生成により制作されるもの差	20
第二節	表現の自由の目的	20
第五章	結論	22
第六章	おわりに	23
謝辞		24
参考文献		25

第一章 研究動機・問題設定

第一節 インターネットやウェブがもたらした変化

かつて、情報の発信をしていたのは、新聞、出版、テレビ、ラジオなどマスメディアと呼ばれる一部の限られた人たちであった。しかし、1990年代以降インターネットや world wide web（以下、ウェブ）が普及したことによって誰でも全世界に向けて情報を発信できるようになった。インターネットやウェブによって容易に誰でも情報発信ができるようになった大きな理由は、大多数に情報を伝達するために必要であった多額の資本の投下や、電波など有限な資源の利用が必要なくなったためである。また、これらが必要なくなったことで社会に多くの情報が流れるようになり、玉石混淆の情報が社会にあふれ、現代は情報洪水や情報爆発の時代といわれる。このような時代において、情報を選び取り、それらをどのように編集するかということが非常に重要となり、編集が大きな意味を持つようになってきた。

それに加えて、これらの技術は、新聞における宅配制度、放送における電波のように情報の伝送路を構成するものであるといえ、伝達される情報の内容（コンテンツ）が変化したのではない¹。伝達される情報の内容（コンテンツ）を作成する作業は、新聞であれば取材と編集、書籍であれば執筆と編集、テレビ番組であれば撮影と編集というように、素材を作成する作業とそれを編集する作業の2つに分かれる。インターネットやウェブの普及以前において、この2つの作業は主に同一の法人や機関の中で完結していた。ゆえに、法学的な観点から編集を独立して理解することは少なく、編集が独立して問題となることも少なかった。しかしながら、ウェブは情報を限りなく小さい形で断片化するために1つの情報の断片がいくつもの編集物の一部になりうる可能性があり²、素材の作成と編集という2つの作業を行う主体が同一でないことが多い。以下その具体例をいくつか見ていく。

第二節 活字メディアでの変化

ウェブが登場し、発展するにつれて人々によって様々なものがウェブ上で共有されるようになった。企業のウェブサイトや個人のサイトなどウェブ特有のコンテンツが共有されているとともに、新聞記事の一部が各新聞社のサイトやポータルサイト³に掲載されるようになったり、最近では雑誌記事などもウェブ上で見るできるようになったりするなど既存メディアで編集物の素材となっていたものが共有されている。これらは、それぞれのウェブサイト上でそれぞれの位置づけを持っており、それぞれがウェブサイトという編

¹ 但し、マクルーハンが「メディアはメッセージ」であると述べたようにメディア（伝送手段）自身も伝達される情報であるとする考え方もある。

² 後述するが、例えば、新聞社のウェブサイトにある記事は新聞社のトップページという編集物の素材となるとともにニュースサイトという編集物の素材にもなりうる。

³ インターネットの入り口となるウェブサイト。検索エンジン、ニュースサービス、ウェブメールサービスなどを提供する。

集物の素材である。また、ウェブには検索エンジンというものがある。検索エンジンとは、ウェブ上の素材であるウェブページや画像、動画などを主にキーワードを入力することによってそれに適合する検索結果を返してくれるシステムのことである。検索エンジンの出力結果は、ウェブ上にある情報の中でキーワードに合うものを選択し、適合する度合いに基づいて配列するので1つの編集物であるといえる。ということは、これらのウェブ上の記事は、それぞれウェブサイトという編集物の素材であるとともに、検索エンジンという編集物の素材であるということもでき、素材である記事を作成した機関や法人でないものに編集されているといえる。

第三節 放送メディアでの変化

以上、活字メディアでの変化について述べてきたが、放送メディアにおいても変化が起きつつある。2004年にサーバ型放送の実証実験が行われた⁴。サーバ型放送とは、電波による放送を受けて、それを家庭内にあるハードディスクなどの記憶装置に記憶しておき、放送局から通信回線を用いて「追っかけ再生」や「ダイジェスト視聴」用などのメタデータが提供され、それによって、「追っかけ再生」や「ダイジェスト視聴」ができるものである。まさにこのサービスにおいてメタデータは、番組という素材をどのように編集するか、見せるかを記述したものと言える。いろいろな種類のメタデータが提供されれば、1つの番組を多角的な角度から見るができるようになる。メタデータは放送局だけが提供するのではなく、旅行会社などが独自に観光旅行用に最適な形で番組を視聴できるメタデータを配信することなど放送局以外が編集方法を記録したメタデータを配信することも考えられていた⁵。

その後、サーバ型放送は形を変えてNHKオンデマンド⁶など番組配信サービスになった。現在、それに加えてニュース映像のほとんどはインターネットで配信され⁷、You Tube⁸やニコニコ動画⁹など動画共有サービス¹⁰は身近なものになり、さらに、テレビ使ってこれらの

4 「サンテレビでサーバー型放送の実証開始」 参照

<http://plusd.itmedia.co.jp/lifestyle/articles/0409/06/news066.html> (2009年9月16日)

5 「サーバ型放送～異なるNHKと地上波民放の思惑(前編)」 参照

<http://www.itmedia.co.jp/anchordesk/articles/0410/08/news029.html> (2009年9月16日)

6 NHKが運営するビデオオンデマンドサービスの一つ。通信回線を利用してNHKの番組が見たいときにいつでも見られるサービス。

7 TBSのNews i (<http://news.tbs.co.jp/>) や日本テレビのNEWS24

(<http://www.news24.jp/>)、フジテレビ系の<http://www.fnn-news.com/>やテレビ朝日系のANN NEWS (<http://www.tv-asahi.co.jp/ann/news/web/index.html>) が挙げられる。Yahoo! ニュースにおいても配信されている。

8 Googleが運営している動画共有サービス。<http://www.youtube.com/>

9 ニワンゴが運営する動画共有配信サービス。<http://www.nicovideo.jp/>

10 共有したい動画をアップロードする領域を提供するとともに共有された動画を視聴できるサービス。

サービスを利用できるサービス¹¹やテレビ受信機¹²が登場した。

かつて、「色々の番組セットメニューを用意し、その中から視聴者が好みのセットを随時選択できるようにする番組紹介業的なサービス¹³」が登場するといわれたが、YouTube のテレビ向けサービスである YouTube XL のトピックに関連するビデオが連続して再生されるサービスやチャンネルといわれる一種のプレイリストを共有するサービスなど素材となる動画の作成者以外の者が編集できるようなサービスが登場してきている。

以上、ウェブ上での素材作成と編集の分離の事例について見てきた。これらすべてに関して検討したいところであるが本稿でそのすべてを検討することはできないので、比較的身近であり、ウェブ上での編集の代表的なもの¹の一つであるニュースサイトについて取り上げ、ウェブ上の編集と表現の自由との関係について明らかにし、そこで生じている法的問題について検討したい。以下、ニュースサイトはどのようなものか、その概要を見ていく。

第四節 ニュースサイトとは

ニュースサイトとはウェブ上で新聞記事やニュース映像を見ることのできるサイトで、代表的なサイトに「Yahoo!ニュース」がある。このサイトは、運営者であるヤフー株式会社¹⁴が新聞社やテレビ局と配信契約を結び、配信料を支払って新聞記事やニュース映像の提供を受け、Yahoo! JAPAN や「Yahoo!ニュース」のトップページに注目されるニュースを配置するとともに、キーワード検索をすることで自分が求めているニュースを得ることが簡単にできるようになっている。さらに、各ニュースが政治、経済、社会、海外、芸能、スポーツなどのカテゴリーに分けられているだけでなく、海外のカテゴリーはさらに、アメリカ、中国など各国に分かれ、その下もその国の経済、政治、社会などのカテゴリーにわかれ、ニュースが高度に体系化されている。

この仕組みは、goo¹⁵や livedoor¹⁶などのポータルサイトだけでなく、mixi¹⁷などのソーシャルネットワーキングサービス¹⁸においても採用されている。

しかし、表面上は同じように見えるグーグル株式会社¹⁹が行っている「Google ニュース」

11 アクトビラや YouTube XL などが挙げられる。

12 インターネット対応テレビ受像機など。

13 多賀谷一照著『行政とマルチメディアの法理論』（1995年、弘文堂）241頁。

14 米国の情報検索サイト yahoo! の日本版を作成運営するために yahoo! の運営会社である米国のヤフー社とソフトバンクの合弁で 1996 年 1 月に設立された会社。主力事業はポータルサイトである Yahoo! JAPAN の運営。

15 NTT グループに属する NTT レゾナントが運営するポータルサイト。

16 かつて堀江貴文が社長を務めていた株式会社ライブドアが運営するポータルサイト。

17 株式会社ミクシィが運営する日本最大のソーシャルネットワーキングサービス。

18 人とのつながりを促進するツールの揃った、コミュニティ型のウェブサイト。

19 検索サービスを中心としてインターネット上で様々なサービスを提供する Google の日本法人。

といわれるサービスはこれとは異なっている。ヤフーとは異なり、グーグル株式会社が新聞社などと配信契約を結んだり、配信料を払ったりすることはなく、クローラとよばれるソフトウェアが新聞社のウェブサイトなどで公開されている新聞記事を収集して、インデックス²⁰を作り、新聞社のウェブサイトで公開されている記事にリンクを張るという仕組みをとっており、ニュース専用の検索エンジンといったところである。また、収集される情報は新聞社の新聞記事に限らず、ウェブ上に公開されているものであればプレスリリースなどのような一次情報まで収集されている。ヤフー同様、「Google ニュース」は、トップページに注目されるニュースのヘッドラインを配置しており、新聞の一面のような形になっている。

以上からわかるように、ニュースサイトは Yahoo!ニュースのように人の手が介在してサイトが作られているもの²¹と google ニュースのように人の手が介在せず、素材を集めるところからトップページの生成まで人の手を介すことなくプログラムにより自動生成で行われるもの²²の2種類に分かれる。そこで、表現の自由の観点から、まず、人の手が介在してサイトが作られているものについて検討し、その後、人の手を介すことなくプログラムにより自動生成されるニュースサイトについて検討する。

²⁰ 検索エンジンにより生成される検索結果の基になる索引情報。

²¹ 「Yahoo!ニュース ヘルプ - トピックスについて」

<http://help.yahoo.co.jp/help/jp/news/news-22.html> に「ニュースは Yahoo! JAPAN の編集部がピックアップし」とある。

²² 「仕組み：ニュース ホームページの記事 - ニュース ヘルプ」

<http://www.google.com/support/news/bin/answer.py?hl=jp&answer=40213> に「人間の手を介さずに記事の選択や掲載順位が決定されています。」とある。

第二章 人の手を介在して制作されるニュースサイトに関する検討

第一節 表現の自由により保護されるか

第一項 表現の自由とは

表現の自由は、通常、個人の自律およびそれにもとづく人格的發展を理由とする見解²³もしくは民主的政治過程の維持を根拠とする見解²⁴により根拠づけられる。これらの見解は情報の受け手から見ると、表現の自由の根拠となるが、情報の発信者の主たるものであるマスメディアの観点からこれらの見解を見てみると、前者は発信者の自由を導き出すが、後者はアクセス権など送り手の自由の制限を導き出す²⁵。つまり、表現の自由は編集の自由を保障するものの、その一方でそれを制限するといえよう。

表現の自由の具体的な内容には、取材の自由、報道の自由、集会結社の自由、検閲の禁止などが含まれると考えられている。このなかで編集に直接関係してくるのは、報道の自由である。

報道の自由は、憲法に直接規定されているものではなく、表現の自由から当然に導き出されるものである。代表的な学説は、「事実を伝達することが報道の基本的意味であるが、そこには受け手の側の意思形成に素材を提供することだけでなく、報道すべき事実の認識や選択に送り手の側の意思が働いていることも認められるから²⁶」報道の自由が保護されるとしている。このことは、単に素材を提供することだけでなく編集の部分も保護するものであることを示している。しかし、最高裁は「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の『知る権利』に奉仕するものである²⁷」と判断していることからあくまでも素材の作成及び提供の部分に重きを置いており、これまで取材の自由が問題となることが多かった。専ら取材の自由が問題となってきた背景には、編集と取材は同一の機関で行われることが主流で、取材の自由を保障することができれば、報道の自由も保護できることが多かったためである。

しかし、前述の通りインターネットやウェブの発達により、編集と取材が同一の機関で行われるとは限られなくなり、編集を別個に保護すべき必要性が増している。そこで、表現の自由の観点からどのように編集が保護され得るかを以下に論じる。

²³ 長谷部恭男著『テレビの憲法理論——多メディア・多チャンネル時代の放送法制』（弘文堂、1992年）5-7頁。

²⁴ 同上、3-5頁。

²⁵ 同上、3-7頁。

²⁶ 伊藤正己著『憲法 第三版』（弘文堂、1995年）309頁。

²⁷ 「博多駅テレビフィルム提出命令事件最高裁判決」最大判昭和44年11月26日 刑集23巻11号1490頁。

第二項 新聞の編集権

前述の通り、専ら取材の自由が問題となってきたのは確かだが、全く編集の自由が問題とならなかったわけではない。問題となったものの1つが編集権である。編集権が初めて公に登場するのは、1948年3月の日本新聞協会の編集権声明である。この編集権声明において、編集権は、「新聞の編集方針を決定施行し報道の真実、評論の公正並びに公表方法の適正を維持するなど新聞編集に必要な一切の管理を行う権能である。」²⁸と定義されている。編集権という概念自体は、新聞が企業化、大規模化するにつれて、分業化が進み、出資者、資本金家、ジャーナリストなど立場の異なるものの協働により新聞が制作されるようになったことで、紙面の内容を誰が決定するのかが問題となったときに提唱されたもので、編集の業務をもっぱら行っていたジャーナリストの新聞紙面内容の決定に関する権利として生じたものである。編集権自体は、明文法において構成されているものでなく、「まだ法的に成熟していないという学者の意見もある」とされる²⁹。しかしながら、新聞業界では自明のものとされており、法的には、所有権ないし経営権から構成する見解と憲法21条の定める表現の自由から導き出される報道の自由ないし新聞の自由から編集権を構成する見解がある³⁰。かつては前者の側面が問題とされてきたが³¹、表現の自由の根拠を民主的政治過程の維持とする見解から反論権やアクセス権³²が導き出され、提唱されるにつれて、政治的権力など外部圧力からの干渉排除や編集の独立といった後者の側面が重要になってきた。以下では、こうした観点から編集の自由が問題となった事件を見ていく。

第三項 編集の自由が問題となった事件

編集の自由が問題となった代表的な事件としては、反論権の存否が争われたサンケイ新聞事件訴訟が挙げられる。反論権は、新聞記事に取り上げられた者が、「そのこと自体を理由として、すなわち不法行為（名誉毀損）の成否や、原記事と反論文のいずれが正しいかを問わず、当該新聞紙の発行者・編集者に対して自己の反論文³³」を直近に発行する当該新聞紙上に、原文のまま無修正で、かつ、無料で掲載することを求めることができる権利とされる。

この事件の最高裁判決³⁴は、反論権を認めると紙面作成の自由（編集権）が侵害され、憲

²⁸ 社団法人日本新聞協会「日本新聞協会の編集権声明」

<http://www.pressnet.or.jp/info/seimei/shuzai/1201henshuken.htm>（平成21年9月5日）

²⁹ 日本新聞協会第八次新聞法制研究会編著『新聞の編集権 欧米と日本にみる構造と実態』（日本新聞協会、1986年）162頁。

³⁰ 浜田純一著『情報法』（有斐閣、1993年）57頁。

³¹ 代表的な例としては「山陽新聞事件訴訟」（岡山地判昭和38年12月10日 労民集14巻6号1466頁）などが挙げられる。

³² 「一般市民が自分の意見や主張を表明する場として、マスメディアの利用を請求する権利」（浜田、前掲書、229頁。）

³³ 「サンケイ新聞事件訴訟最高裁判決」最判昭和62年4月24日 民集41巻3号490頁。

³⁴ 同上判例。

法 21 条の定める表現の自由も害される可能性が高いので、紙面作成の自由（編集権）を保護すべきだとしており³⁵、表現の自由の観点から編集の自由を構成している。

この他に、新聞ではなく放送の編集権が問題となったものとして、女性国際戦犯法廷テレビ報道訴訟³⁶や訂正放送等請求事件³⁷があり、これらの最高裁判決³⁸は放送事業者による編集の自律性を重視して、編集の自由に対して制約となる主張を認めなかった。

判例を見る限りにおいては、編集の自由に対する制約は認められず、編集の自由の権利は非常に強いものであるといえる。

第四項 編集のみ行うメディアも報道の自由の対象となるか

以上述べてきたことは、素材の作成と編集を同じ機関で行っている場合には編集の自由が認められるということをしていてだけで、編集のみを行う機関について編集の自由のみが認められるのかについては明言されていない。以下、その点について検討する。

まず、表現の自由の根拠を一般の個人の自律およびそれにもとづく人格的発展を根拠とする見解から考えると、「情報の受け手の自由と同じく、送り手の自由も尊重されるべき」³⁹とされることから、当然に素材の作成者であるなしに関わらず、編集の自由が保障されると考えられる。また、個人の自律を尊重する以上、特定の思想や見解を排除することは許されず、自律的な個人が自ら持っている基準や見識によって個々の情報の価値を判断することが求められる。個人にとって編集は個々の情報の価値を判断するうえで参考となるも

³⁵ 反論権自体は否定されたが、本判決に言及があるように新聞記事により不法行為が成立する場合には、被害者の保護を図るために編集権を制限することができる余地はあるものと考えられる。

³⁶ 女性国際戦犯法廷を取り上げたドキュメンタリーをつくるためにNHKとその下請けの制作会社が女性国際戦犯法廷を取材し番組を制作、放送したところ、女性国際戦犯法廷の主催団体がNHKにより放送された番組の内容が取材担当者の説明と異なるものとなり、期待権（取材を受けた側の期待や信頼）が侵害されたとして不法行為による損害賠償を求め出訴した事件。最高裁は、「放送事業者がどのように番組の編集をするかは、放送事業者の自律的判断にゆだねられており（中略）期待や信頼は原則として法的保護の対象とはならないというべきである。」と判示し、期待権を否定した。

³⁷ 離婚した元夫と子が出演し、元夫の一方的な話を基に制作された番組を放送したことがプライバシー侵害及び名誉毀損にあたるとして、元妻が当該番組を放送したNHKに対してプライバシー侵害・名誉毀損に基づく損害賠償および民法 723 条に基づく謝罪放送、放送法 4 条に基づく謝罪放送・訂正放送を求めて出訴した事例。最高裁では放送法 4 条 1 項に基づき私人が訂正放送を求めることができるか争われ、最高裁は、「放送法 4 条 1 項は、真実でない事項の放送がされた場合において、放送内容の真実性の保障及び他からの干渉を排除することによる表現の自由の確保の観点から、放送事業者に対し、自律的に訂正放送等を行うことを国民全体に対する公法上の義務として定めたものであって、被害者に対して訂正放送等を求める私法上の請求権を付与する趣旨の規定ではないと解するのが相当である。」とした。

³⁸ 女性国際戦犯法廷テレビ報道訴訟は、最判平成 20 年 6 月 12 日 民集 62 卷 6 号 1656 頁。訂正放送等請求事件は最判平成 16 年 11 月 25 日 民集 58 卷 8 号 2326 頁。

³⁹ 長谷部、前掲書、5 頁。

のであるから、個人が自律的判断をするために編集の自由も尊重されるべきである。よって、素材を作成せず、編集のみを行うニュースサイトのようなものも報道の自由の枠内にあると考えられる。

つぎに、表現の自由の根拠を民主的政治過程の維持とする見解をとると、「政治に参加する市民に十分な情報を提供することが本来の目的で⁴⁰」あるために、間違っただ情報は積極的に排除されるべきであるとか、自らが政治に参加し判断するのに必要な情報を政府やマスメディアが提供すべきだと考えられる。そこから、情報公開請求権や反論権、アクセス権が導き出されるとともに、情報の提供が重視されるので、編集の自由が要請されているということは難しい。よって、ニュースサイトのようなものは報道の自由の枠外にあると考えられる。

以上のように、表現の自由の根拠をどこに求めるかによって報道の自由の範囲内かどうか異なってくる。しかしながら、情報公開請求権や反論権、アクセス権などは通常の報道の自由や表現の自由においても問題となることは変わらず、民主的政治過程の維持を根拠とする見解からは編集の自由が要請されていないだけで、両者が衝突する可能性があるとしても積極的に編集の自由を制約するものではない。よって、編集のみを行うニュースサイトのようなものも報道の自由の枠内にあるとすることが妥当であると思われる。

以上、ニュースサイトが報道の自由の枠内かどうか検討してきたが、ニュースサイトを制作する上で素材となる新聞記事の著作権や他の新聞の編集著作権の保護の範囲は重要であり、これらが広く保護されるとニュースサイトを制作することは難しくなり、報道の自由の枠内にあるとしても骨抜きになりかねない。そこで、表現の自由から新聞記事が著作権で、他の新聞が編集著作権で保護される範囲について検討する必要がある。以下ではこの点を検討するために、まず、著作権とは何かについて見ていく。

第二節 素材となる記事の著作権に関する検討

第一項 著作権とは

著作権は、活版印刷技術の発明によって、著作物が容易に複製され広く流通できるようになったのに対して、著作者はそのことから利益を得ることができなかつたため提唱されるようになった。この制度は自らの著作の複製を制限したい著作者と自由に複製したい利用者とのバランスをはかるもので、それゆえ、著作権は複製禁止権を中心に構成されている。そして、レコード、映画、ビデオ、インターネットなど新しいメディアが登場する度に著作権の保護の対象が拡大されてきた。

日本の著作権法において保護される著作物は「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」（著作権法2条1項1号）であると規定されているとともに10条1項で具体的に著作物にあたるものが例示列挙されてい

⁴⁰長谷部、前掲書、3頁。

る。

また、著作権法は保護と自由利用の間でバランスを図るものであり、アイデアと表現の区別や、事実の自由利用、著作権の制限規定などを設けることによって自由利用の領域を確保している。

表現の自由の観点からは、表現の自由の目的である「私人の自由な表現活動を保障することを通じて、最終的に自由かつ多様な表現空間を創出すること⁴¹⁾」を実現するために表現の自由から著作権制度の確立が要請される。そのため、著作権法1条は著作権法の目的を「文化の発展に寄与すること」、つまり、表現の自由と同じく自由かつ多様な表現空間の創出であるとし、そこから「著作権法の制度設計において、かかる表現の自由の理念を具現化する制度措置が講じられなければならない。⁴²⁾」という帰結が得られる。この観点から考えるとアイデアと表現の区別や、事実の自由利用、著作権の制限規定などはその制度措置の一部と考えることができ、表現の自由から導き出されるものと言える。

第二項 新聞記事の著作権

新聞記事の機能は事実を報道することであるから、表現の自由の要請から導き出される事実の自由利用に基づいて、報道された事実は著作権の保護の対象にならない。しかし、このことは全く記事が著作権法の保護を受けられないといているものではない。著作権法2条1項1号の要件を満たせば、記事であっても著作物として保護されることになる。問題はどこまで保護されるかであるが、事実であるとして自由利用が可能とされるのは「誰が執筆しても同じような表現にならざるを得ないから創作性が否定される⁴³⁾」天気予報や死亡記事のようなものに限られるとされる。

そうすると、天気予報や死亡記事以外はすべて著作権法による保護を受けることになるが、これでは広く保護しすぎているという気がしなくもない。たが、「新聞記事はまさに“生の事実”の伝達を目的としたものであるが、その記事は“生の事実”とは異なり、記事作成者の様々な創意工夫が発揮されている⁴⁴⁾。」という側面があることや新聞記事が容易に複製できてしまうことになると新聞社が収益を上げることができず立ち行かなくなることを見ると、表現の自由や知る権利の保障の観点からも広く記事に著作権を認めることが妥当であると思われる。しかし、表現の自由から要請される事実の自由利用の観点からは著作権で保護されている記事であってもその中から抽出された事実までは保護の対象となるべきでないと考えられる。著作権法を競争規制と捉えて「記事に盛り込まれた事項等を利用することは許されず、独自に取材源を探知し素材を収集した上で、記事を作成しなければ

41 横山久芳著『編集著作物概念の現代的意義—「創作性」の判断構造の検討を中心として—』著作権研究 30号(2003年)161頁。

42 同上、162頁。

43 田村善之著『著作権法概説 第2版』(有斐閣、2001年)、22頁。

44 中山信弘監修『IT時代の報道著作権』(財団法人新聞通信調査会、2004年)16頁。

ば⁴⁵⁾ ならないとする立場⁴⁶⁾は適切でない。

第三節 新聞紙面等の編集著作権に関する検討

第一項 編集著作権とは

次に新聞紙面やニュースサイトの構成などが編集著作物としてどこまで保護されるかを検討する。

著作権法において編集物は「編集物（データベースに該当するものを除く、以下同じ。）でその素材の選択又は配列によって創作性を有するものは、著作物として保護する。」（12条1項）という規定により編集著作物として保護される。（なお、本稿でいう編集著作物はデータベースを含むものとする⁴⁷⁾。）しかし、編集著作物の保護の範囲に関しては学説上争いがある。

1つは、12条1項を確認的規定とする説である。この説は、編集著作物は2条1項1号が規定する著作物の範囲に含まれ、12条1項は編集著作物が他の著作物と同様に保護されることを確認的に定めたものとする見解⁴⁸⁾である。この見解をとると2条1項の著作物の創作性基準と編集著作物の創作性基準は同一であるということになり、編集物は2条1項の範囲で保護される。

それに対して、12条1項を創設的規定とする説がある。この説は12条1項が編集物を新たに著作物として保護することを定めたものとする見解⁴⁹⁾である。この見解は、2条1項の著作物の創作性基準と異なる創作性基準を編集著作物は持ちうるとする。以下、このように学説が二分される理由について述べる。

第二項 編集著作物概念の変化

学説が2つにわかれる背景には、旧著作権法と現著作権法における編集著作物の範囲の違いがある。旧著作権法においては、素材が著作物であったもののみを編集著作物として保護の対象としていた。それゆえに編集著作物は「素材を組み合わせることで別個独立の個性を表現したものであって、一種の二次的著作物と考えることができよう。そして、二次的著作物の表現が原著作物の表現と密接不可分であるように（中略）素材の表現を離れて編集

⁴⁵⁾ 中山、前掲書、39頁。

⁴⁶⁾ この立場に立っているとされるものとしては、日経コムライン事件（東京地判平成6年2月18日 知裁集26巻1号114頁）がある。

⁴⁷⁾ 著作権法12条の2において電子データはデータベースとして編集著作物とは別に保護しているが、12条の2第1項がなくとも「データベースは編集著作物としての保護を享受しうる。」（田村、前掲書、27頁）とされており、両者の保護の間には差がないので本稿では編集著作物はデータベースを含むこととした。

⁴⁸⁾ 田村、前掲書、23頁。

⁴⁹⁾ 横山久芳著『編集著作物に関する基礎的考察—職業別電話帳は果たして著作物なのか？—』コピーライト475号（2000年）5頁。

著作物の表現というものを観念することはでき⁵⁰ないとされていた。それに対して、現行の著作権法では、素材の範囲が拡張され、素材が著作物に限られず、すべての素材が非著作物であっても編集著作物として保護される。それゆえに「『素材』をその表現と結び付けて捉える必要はなく、編集者が実際に何に着目して編集活動を行ったかという観点から、『素材』概念を自由に再編成することができる。⁵¹」とされる。しかし、素材概念を自由に再編成して編集著作物の範囲を広げて保護しようとするのはアイデアの領域まで踏み込んで保護することになりかねない。これは、著作権による保護と他者の創作の自由を両立することを目的として設けられているアイデアと表現の分離という著作権法の大原則に反する。そこで、アイデアの領域までも踏み込んで保護するか、しないかで2つの説に分かれる。創設的規定説は、事実的編集物⁵²や編集体系⁵³を保護するためにアイデアに踏み込んで保護する。そのため、アイデア利用の自由との兼ね合いから別の創作性基準が求められるとしている。

第三項 新聞紙面の編集著作物としての保護

創設的規定説を新聞紙面に当てはめてみると、紙面の編集に関して記事の内容や文章を切り離して事項や事件のみを素材として捉えることもできるということになり、インターネット上のあるサイトで、当該新聞社の一面に載っている事件や事項を別の新聞社の記事を使って同じように配置することは、当該新聞社の編集著作権を侵害することになる。しかし、多くの新聞記事に著作物性を認めている以上は、記事の内容によって紙面の雰囲気は大きく変わり、単に事件を同じように配置しただけでは類似性があるとはいえず、編集著作権の侵害とは言えないように思われる。また、アイデアと表現の分離が表現の自由からの要請であるとする、それを踏み越えてアイデアまで保護することは表現の自由からも妥当でない。

確認規定説からは、素材を規範的に解するものの、「素材が共通しているか否かということは、それを判断する際の一手法に過ぎない⁵⁴」とし、「創作的な表現が再生されているか否か⁵⁵」ということを基準とする見解が出されており、この見解が妥当であると思われる。この見解をとると、ある新聞記事に掲載されている記事の事件と同じようにニュースサイトで事件を選択、配列した場合で、事実のみが記載されているような場合には侵害とは言えず、配置された記事の内容も似ていて創作性が再生されているといえるものでなければ編集著作権侵害とはいえない。

50 横山久芳著『編集著作物に関する基礎的考察—職業別電話帳は果たして著作物なのか?—』コピーライト 475号 (2000年)、3頁。

51 同上論文、4頁。

52 事実を素材として構成される編集著作物。職業別電話帳などが例としてあげられる。

53 情報を選択や配列する上での指針や分類手法。

54 田村、前掲書、85頁。

55 同上、85頁。

以上は新聞紙面を基に検討してきたがトップページの構成も新聞紙面と同様に考えられるのでニュースサイトは新聞紙面と同様に考えられる。

第四節 小結

編集権（編集の自由）は表現の自由から導き出される報道の自由により根拠づけられる。この編集の自由はニュースサイトのような編集のみ行うメディアであっても、表現の自由の根拠である一般の個人の自律およびそれにもとづく人格的發展に貢献するものであるからその保護の範囲に含まれるものと考えられる。また、表現の自由の観点からニュースサイトを作成する際に問題となる新聞記事や新聞紙面の著作権保護の範囲について検討したところ、ニュースサイトに新聞記事をそのまま掲載する場合には著作権の侵害にあたるが、記事から事実を抽出したものを掲載することは問題ない。それに加えて、新聞紙面の編集著作権を侵害しているというには創作的な表現が再現されていることが求められ、単に取り上げている事件が一緒であるということだけでは侵害とならず、新聞紙面や記事の著作権の侵害となる場合は特定の場合に限られる。

第三章 自動生成されるニュースサイトに関する検討

第一節 自動生成されるニュースサイトとは

以上、人の手を介在して制作されるニュースサイトに関して検討してきた。次は、自動生成されるニュースサイトに関して検討したい。まず、自動生成されるニュースサイトがどのようなものかを説明する。

自動生成されるニュースサイトはニュースを対象にした検索エンジンであるといっても過言ではなく、ロボット型の検索エンジンと原理的にほとんど違いがない。そこで検索エンジンの仕組みを基に説明する。

検索エンジンには、クローラとよばれるソフトウェアがウェブページを収集するロボット型と人間の手によってウェブサイトが項目別の体系の中に登録されるディレクトリ型の2種類がある。ディレクトリ型の検索エンジンは人の手が介在して制作されるニュースサイトに近く、ロボット型の検索エンジンは自動生成されるニュースサイトに近い。

ロボット型サーチエンジンは、まず、ウェブ上からウェブページを収集する。つぎに、収集されたウェブページから任意のキーワードなどに基づいて収集したウェブページの内容を分析し、選択したり、配列したりしてインデックスを作り、それに基づき検索結果表示用データを作り蓄積する。そして、ユーザから検索キーワードを入力されたときユーザが求めていると思われる検索結果表示用データを送信するという仕組みになっている。

ニュースサイトは、これとほぼ同じ仕組みであるが、収集するものがウェブ上のニュース情報に限られることや作成蓄積し、ユーザの求めに基づいて出力されるのがユーザの入力したキーワードなどに基づくものではなく今日のニュースなど汎用的な内容であることが異なる。

もちろんウェブ上のニュースを検索できるサービスや個人の嗜好にあったニュースを提供しているニュースサイトもある。以下、自動生成により制作されるニュースサイトが表現の自由により保護され得るかを考える。

第二節 表現の自由により保護されるか

今問題にしている自動生成されるニュースサイトと先に検討した人の手が介在して制作されるニュースサイトとの間には、人の手によって作られているか、プログラム⁵⁶により自動生成されているかという大きな違いがあるものの、その他の部分は細かな違いがあるとはいえほとんど差がないものと考えられる。それゆえに、この違いが憲法上の保護に影響しなければ人の手が介在して制作されるニュースサイトと同じ帰結が得られることになる。

しかし、人の手によって作られているか、自動生成されているかは憲法上において重要である。表現の自由や報道の自由など憲法が保障する人権は、あくまで「人権」であり、

⁵⁶ コンピュータプログラムのことである。コンピュータプログラムはコンピュータで実行できる形で書かれた指示や手順の集まりである。

その保護を受ける主体は人でなければならないと考えられる。また、表現の自由も「人の内心における精神作用を、方法の如何を問わず、外部に公表する精神活動の自由をいう⁵⁷⁾」と解されているところをみると、人の内心における精神作用の存在が前提とされ、人が介在しない自動生成された表現まで、表現の自由の保護が及ばないように考えられる。

しかし、表現の自由の根拠を個人の自律およびそれにもとづく人格的發展とする見解から報道の自由を考えると、プログラムによる自動生成により制作されたニュースサイトが情報の受け手である個人の自律およびそれにもとづく人格的發展に役立つものならばそのようなニュースサイトは報道の自由により保護されるように思われるものの、代表的な学説によると、「報道すべき事実の認識や選択に送り手の側の意思が働いていることも認められるから、報道の自由は言論の自由の内容をなしていることに疑問はない⁵⁸⁾」としており、言論の自由ないし表現の自由の内容に報道の自由が含まれるためには、送り手の側の意思の存在が必要であり、プログラムにより自動生成されるようなものは報道の自由の対象にならないものと考えられる。

ただ、プログラムによる自動生成であっても、プログラムは人間の手で制作されるものであり、人の内心における精神作用や報道すべき事実の認識や選択に関する送り手の側の意思がプログラムに表れているとすれば、それが生み出す表現も報道の自由や表現の自由の保護の対象となるということもできるだろう。しかし、プログラム作成者の意思が生成物にどのくらい反映されるかは不透明で、全く反映されない場合も考えられる。

以上から、プログラムによる自動生成により制作されるニュースサイトは、基本的に表現の自由や報道の自由で保護されないものと考えられる。ただ、プログラム作成者の意思が確実にプログラムにより生成される表現に反映されるような場合には、保護の対象となる余地があるものと思われる。

第三節 著作物として保護されるか

以上、表現の自由の保護の対象となるかを論じてきたが、プログラムによる自動生成により制作されるものをどう扱うかについては同様の問題が著作権法上においても存在する。著作権法においては、人の創作活動が加わることがない自動生成される表現が著作物といえるのかという問題に加えて、仮に著作物としたときに誰が著作者となるのかという問題もある。このような問題に対してイギリスは、「コンピュータ自動生成物の作成に必要な『手筈を整えた者』を著作者とみなす規定を置いて⁵⁹⁾」おり、立法で解決する方法が考えられるが、日本においてはそのような規定がなく、解釈の問題となっている。

そもそも、自動生成されるものに創作性が認められなければ著作物にならないが、例え

⁵⁷⁾ 佐藤幸治著『憲法 第三版』（青林書院、1995年）513頁。

⁵⁸⁾ 伊藤、前掲書、309頁。

⁵⁹⁾ 田村、前掲書、400頁。

ば、Google の検索エンジンで用いられている PageRank という配列の仕組み⁶⁰は、個人が自分のウェブページからリンクしているサイトがその個人が評価しているサイトであることが多く、評価を得ているサイトの制作者が勧めるサイトのほうが質が高い蓋然性があるというウェブページ製作者の性質に立脚したものであり、その複雑さから生成される編集物に創作性が十分認められると考えられる。以上のように自動生成であっても創作性が認められるようなものが出てきている。

本題に戻ると、人の創作活動が加わることなく、自動生成される表現が著作物といえるのかという問題に関しては、2つの立場が考えられる。一方は、「簡単に自動創作をなすことができるようになった以上は、特に著作権による保護を与えてやる必要はない⁶¹」という見解であり、もう一方は「自動創作の技術の開発にかなりの投資を要するとすれば、何らかの法的保護を与える必要がある⁶²」とする見解である。両説とも政策論的なものであってどちらが妥当であるかは社会情勢などにより変わってくる。また、だれが著作権者であるのかという点に関しては、プログラムの作成者であるとも、プログラムを用いて生成物を製造したものとも考えることもでき⁶³、こちらも政策論的でどちらが妥当であるかは社会情勢などにより変わってくる。どちらにしろ、自動生成される表現が著作物になるという規定がない現在においては、著作物にならないものとも考えるのが妥当である。

しかし、自動生成される表現が表現の自由により保障されるとするならば、表現の自由から著作権制度が要請されているという立場からは、表現の自由から自動生成される表現についても保護が要請され、自動生成される表現も著作物に当たるということができ、この問題の解決ができると考えられる。

第四節 自動生成と素材の著作権

以上、自動生成により制作される制作物が著作物にあたるかを検討してきたが、作成される編集物の素材の著作権との関係も人の手が介在して制作される場合とは異なってくる。

前述の通り、ニュースサイトを自動生成で制作する過程には3つの段階がある。ウェブ上からウェブページを収集する段階、収集されたウェブページから特定のキーワードなどに基づいて収集したウェブページの内容を分析し、選択したり、配列したりしてインデックスや今日のニュースなど汎用的な内容を作る段階、今日のニュースなど汎用的な内容を

⁶⁰ Google による説明によれば「ページ A からページ B へのリンクを、ページ A によるページ B への投票として解釈します。ページの重要度は、ページが受けた投票数によって決まります。PageRank では、投票したページの重要度も考慮されます。重要度が高いページからリンクされたページも重要度が上がります。重要なページは PageRank が高くなり、検索結果の上位に表示されます。Google のテクノロジーは、ウェブ上に蓄積された情報を使用してページの重要度を決定」という仕組みである。(出典: google 「会社情報: テクノロジー」 <http://www.google.co.jp/intl/ja/corporate/tech.html> (2009年9月5日))

⁶¹ 田村、前掲書、400頁。

⁶² 同上、400頁。

⁶³ 同上、400頁。

求めに応じて出力する段階である。この最初の段階で行うウェブページを収集することは、著作物の複製にあたりと考えられる⁶⁴。また、これ以外の段階であっても特定の場合には著作物の複製や送信可能化及び自動公衆送信に当たる場合が考えられる⁶⁵。

よって、自動生成によりニュースサイトを作成する場合には、収集してきたウェブページやその素材の著作者の承諾が必要であるが、自動で大量に収集することができるため、そのすべてに関して承諾を得ることは不可能である。また、人の手が介在して制作されるものと異なり、事実のみを抽出する場合においても承諾が必要になってしまう。

このことが検索エンジンにおいて問題となり、検索サービスを提供するサーバは国外に設置されるなどしており、日本における検索エンジンの発展を阻害している疑いがあるとされ、この問題を立法で解決することがかねてより望まれていた。そこで文化審議会著作権分科会法制問題小委員会で検討が行われ、この問題を解決するために「送信可能化された情報の送信元識別符号の検索等のための複製等（改正著作権法第47条の6）」を含む著作権法改正案が成立し、平成22年1月1日に施行される予定である。対象となるのは、公衆からの求めに応じ、送信可能化された情報に係る送信元識別符号⁶⁶を検索し、及びその結果を提供することを業として行う者（当該事業の一部を行う者を含み、送信可能化された情報の収集、整理及び提供を政令で定める基準に従って行う者に限る。）であり、これに自動生成されるニュースサイトが当てはまるかについては政令で定める基準を検討する必要がある。今後どのような扱いになるか期待したい。

ただ、当てはまらないとしてもニュースサイトが表現の自由で保護されるなら、表現の自由の要請から権利濫用の法理に基づき素材の著作権を制限し問題を解決することが可能と考えられよう。

第五節 小結

自動生成により制作されるニュースサイトは人の手によって作られていないことから、特別な場合を除いて表現の自由や報道の自由の保護の対象とならない。

また、創作性の要件を満たすようなニュースサイトの存在は想定されるものの、このようなものは人の手によって作られていないことから、著作物に当たらない。ウェブ上の素材を利用して自動生成で編集物を作成する場合には、素材となる著作物との問題が出てくる。ウェブ上の素材を収集することは複製に当たり著作者の複製権を侵害することになるため承諾が必要であるがそれを得ることは難しい。同じような問題を抱える検索エンジンは立法的解決が図られるが、自動生成により制作されるニュースサイトがその対象となるかについては今後の立法の動向をみる必要がある。

⁶⁴ 文化庁 「文化審議会著作権分科会報告書」

http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/pdf/shingi_hokokusho_2101.pdf（2009年9月7日）57頁。

⁶⁵ 同上、57-58頁。

⁶⁶ 自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号のこと。

ただ、以上のような著作権の問題は、本稿がとる立場によれば、自動生成による表現が表現の自由による保護の対象であると、著作権保護の対象となるので、問題の根本は自動生成による表現が表現の自由で保護されるかどうかになる。

第四章 ニュースサイトに関する法的問題の検討

第一節 人の手が介するものと自動生成により制作されるもの差

以上、ニュースサイトに関して人の手が介するものと自動生成により制作されるものに分けて検討してきたが、人の手を介して制作されるニュースサイトは憲法の定める表現の自由から導き出される報道の自由ないし編集の自由により保護されるのに対して、自動生成により制作されるニュースサイトに関しては、人の手が介在していないため憲法上の保護を受けられない。

また、素材の著作権との関係については、人の手が介在しているものに関しては、事実のみを抽出することは著作権侵害に当たらないものの、自動生成により制作されるものに関しては、事実のみを抽出するためであっても収集することが著作権の侵害に当たる。ニュースサイトの編集著作権に関しても、人の手が介在しているものに関しては、認められるものと解されるが、自動生成により制作されるものに関しては認められないと考えられる。以上のとおり、現状では両者の法的地位に大きな差がある。

しかしながら、両者に細かい違いがあるものの、その性質や機能については大きな違いがなく、個人の自律およびそれにもとづく人格的発展に貢献している点は変わらない。それにもかかわらず、法的地位にこのような大きな差があることは適正でなく解決することが必要であると思われる。著作権の問題は、自動生成により生成されるものを表現の自由で保護すれば、自動生成により生成されるものも著作権保護の対象となるので、この問題は表現の自由で保護されるかどうかということに収束する。そこで表現の自由の目的からこの問題を考えてみたい。

第二節 表現の自由の目的

憲法において表現の自由が規定され、保護されている背景には、歴史的に国家権力により表現の自由が抑圧されてきたという事実がある。実際、現在でも中国においては、通信を監視し特定の言葉が通信されていることを検知すると通信を遮断するというネット上での検閲が行われているとともに⁶⁷、Microsoft や Yahoo、Google など世界的に有名なインターネット企業が中国政府の行うこの検閲に協力している⁶⁸⁶⁹。検索サービスにおいても「天安門事件」「台湾独立」など体制側にとって不利な情報を検索しようとするそのような情

⁶⁷ 「中国のネット監視事情 2, 日経ビジネスオンラインも検閲対象? - 中関村からニーハオ! IT エンジニアの中国」 <http://itpro.nikkeibp.co.jp/article/Watcher/20070614/274827/> (2009年9月19日)

⁶⁸ 「(時時刻刻) 中国進出、『人権』の波紋 米ネット企業、情報規制に協力」『朝日新聞』2006年02月17日 朝刊。

⁶⁹ 「米マイクロソフト、ブログ検閲で中国に協力 民主主義、自由、台湾独立 入力を禁止」2006年02月17日 朝刊。

報がないように表示するなどの検閲が行われていて、表現の自由が抑圧されている⁷⁰。

以上の中国の事例は日本ではあり得ないような極端なものであるが、日本においてもわいせつ物規制やプライバシー侵害による出版差し止めなど常に表現の自由に対する規制が問題となる。報道の自由に関しては、放送に対する番組編集準則や番組調和原則、訂正放送制度などの規制が存在し、表現の自由を民主的政治過程の維持から導き出す見解からは、アクセス権が主張される。

このような放送に対する規制は、放送の内容の公正性を確保するためのものである。しかし、直接内容を規制することは難しいために情報の発信や流通の独占を防ぎ、放送の内容の公正性を確保しようとしている。これらの規制を肯定する根拠とされる電波という希少な社会資源を使用しているためとする見解や社会的影響力が大きいことを根拠とする見解、基礎的な情報が社会全体に公平にしかも可能な限り低廉で提供されるためであるとする見解は⁷²、電波や社会的影響力の独占が情報の発信や流通の独占につながることを防ぎ、多様な情報が流通する社会を実現しようとする点で共通している。

以上のように、検閲や放送に対する規制が問題となったりするのは社会から特定の表現が排除されることや社会に特定の表現のみが流通することが表現の自由を阻害するからであり、表現の自由を保障するためには、多様な表現が流通し存在する社会が必要であると同時に、多様な表現が流通し存在する社会を作るためには表現の自由を保護することが必要であり、多様な表現が流通し存在する社会を作ることが表現の自由の目的であると考えられる。

この観点からニュースサイトを見てみると、Yahoo や Google といった大手ポータルサイトは多くの人が利用していて、その中のひとつのサービスである Yahoo!ニュースや Google ニュースなどの社会的影響力は大きいと同時に常に独占の危険が付きまとう。

ウェブを開発したティム・バーナーズ＝リーはウェブ上における独占の問題について早くから取り組んでおり、情報を取り出すのに利用する機器が何であれ、取り出される情報は同じであるべきだということや複数の階層にまたがる支配⁷⁴は独占につながるため、それを防がなければならないことを主張している。

表現の自由の目的である多様な表現が流通し存在する社会を作るためには、Yahoo や

⁷⁰ 「ITmedia ニュース：「天安門事件」「法輪功」サイト見つからず——中国版 Google の検閲実態」<http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0602/04/news004.html>（2009年9月19日）

⁷¹ 「ITmedia ニュース：「Yahoo!は中国警察の密告者」——国境なき記者団が批判」<http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0509/07/news070.html>（2009年9月19日）

⁷² 野中ほか著『憲法 I 第4版』（有斐閣、2006年）373頁。

⁷³ 長谷部、前掲書、93-96頁。

⁷⁴ ティム・バーナーズ＝リー著『ウェブの創成—World Wide Webはいかにして生まれどこに向かうのか—』（毎日コミュニケーションズ、2001年）163-164頁。複数の階層にまたがる支配の具体的な例を挙げると、特定のサイトを見るのにその運営者の作成したブラウザしか使えないとか、特定のOSには特定のブラウザしか使えないなど。

Google といった大手のニュースサイトは高いアクセシビリティ⁷⁵を確保しなければならないという規制を行うことや複数の階層にまたがる支配⁷⁶を規制すること、そして、人の手により制作されたかに関係なく表現を表現の自由により保護することが必要であると考えられる。

第五章 結論

ニュースサイトに関して検討したところ、人の手を介在して制作されるニュースサイトと自動生成により作成されるニュースサイトで法的地位が異なるという問題があることが分かった。それは表現の自由で保護されるかに起因している。

そこで、最後に若干、表現の自由の目的について検討したところ、多様な表現が流通し存在する社会を作ることが表現の自由の目的であると考えられる。この観点から検討すると、表現の自由で保護されるべき表現は、表現であればよく、人の手で作られたものであるか、自動生成により作成されたものであるかによって区別されるべきではないといえ、自動生成により作成されるニュースサイトも表現の自由により保護されるべきだと考えられる。

第一章で述べたとおり、ウェブにおいて編集物は重要であり、活字メディアだけでなく放送メディアにおいても変化を起こしているとおり社会全体に影響を与えていて、本稿での検討がニュースサイト以外のウェブ上の編集物にも妥当する点があるとともに、他の問題の存在も考えられ、今後ウェブ上の編集物に関する法的問題について、これまでの研究蓄積との整合性を視野に入れつつ、より厳密な法的検討とそれに基づく法体系の整備を行うことが急務である。その際、表現の自由の目的に即して検討するべきである。

⁷⁵ 障害者や高齢者などの情報弱者がどのくらい利用可能であるかをあらわす言葉。

⁷⁶ 注74参照。

第六章 おわりに

情報倫理学の通説によるとインターネットやウェブを生み出す土壌となったハッカー倫理の起源は60年代対抗文化であり、そこで育まれた反政府的な色彩が、独占と制限を許さず、だれでも制限なく使えるべきだというインターネットやウェブのアーキテクチャ（基本設計）の思想を生み出したといわれる。この思想は見方を変えると多様な人々が隔たりなくあらゆることに制限なく利用できるべきということになる。

レッシング教授によると社会にある制約条件は法だけでなく他に市場、社会の規範、アーキテクチャの3つの制約条件があるとしている⁷⁷。インターネットやウェブ上において特に問題となってくるのは、アーキテクチャ（基本設計）である。インターネットやウェブは、自由で誰でも使えるようにという思想に基づいてアーキテクチャ（基本設計）が練られ、作られたものである。だから、私たちは特に制限なく便利に使うことができている、その恩恵を受けている。また、ウェブはハイパーテキストシステムであり、パイパーテキスト⁷⁸という言葉を生み出したテッド・ネルソンは、ザナドゥ計画などにおいて、巨大な素材の空間の構成や編集を個人がそれぞれ行い、それを共有する概念を提唱している⁷⁹。ウェブを生み出したティム・バーナーズ＝リーはこれに影響を受けており、ウェブはこのようなテッド・ネルソンの考え方の一部を具現化したものである。ここから、ウェブは多様な編集を共有することを目指したシステムということができる。

しかし、常にこれらを独占や制限しようとする動きがある。具体例を挙げると、ウェブを特定のソフトウェアからアクセスできる空間であるかのようにした⁸⁰、インターネット上で流れる情報を検閲したりすることである。

インターネットやウェブは多彩な情報が集まった自由な空間を作ることを目的としていて、表現の自由もまた多様な表現が流通し存在する社会を作ることを目的としている。法学者とハッカー⁸¹は目的を共有しており、常に危機にさらされている彼らが生み出した空間をどうすれば維持することができるかを検討すべきである。

まずは、人の手が介在して制作されるニュースサイトと自動生成で制作されるニュースサイトの法的地位の差をどのように埋めるべきか検討し、この問題を解決することが求められるだろう。

⁷⁷ ローレンス・レッシング著『CODE—インターネットの合法・違法・プライバシー』（翔泳社、2001年）153-161頁。

⁷⁸ （ハイパー）リンクを用いることで既存の文書が有する構成の固定性を克服したテキスト。

⁷⁹ テッド・ネルソン著『リテラリーマシン ハイパーテキスト原論』（アスキー、1994年）などを参照。この書は、実際にそれを実践し、本の構成と関係ない読み方を読者に求めている。

⁸⁰ 例えば、Mosaicを世に送り出したNCSAはあたかもMosaicがウェブであるかのように宣伝したことがある。

⁸¹ ここいうハッカーはインターネットやウェブのアーキテクチャを形作り、維持してきた人々。

謝辞

本稿の執筆に当たっては、國分典子教授（筑波大学人文社会科学研究科法学専攻所属）には初稿から完成まで本稿を修正することに見ていただき、特に初稿では難のあった論文の構成に関して様々な助言をいただき、一か月近くの間大変お世話になりました。また、村井麻衣子講師（筑波大学図書館情報メディア研究科所属）より著作権法の観点から助言をいただきました。心からご両名に感謝申し上げます。

参考文献（特に参考にした主な文献のみ挙げた。）

著作権関連

- ・中山信弘監修『IT時代の報道著作権』（財団法人新聞通信調査会、2004年）。
- ・田村善之著『著作権法概説 第2版』（有斐閣、2001年）。
- ・横山久芳著『編集著作物概念の現代的意義——「創作性」の判断構造の検討を中心として—』著作権研究 30号（2003年）。
- ・横山久芳著『編集著作物に関する基礎的考察—職業別電話帳は果たして著作物なのか？—』コピーライト 475号（2000年）。
- ・蘆立順美著『編集著作物およびデータベースにおける創作性』著作権研究 28号（2001年）。
- ・文化庁「文化審議会著作権分科会報告書」

http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/pdf/shingi_hokokusho_2101.pdf

表現の自由関連

- ・長谷部恭男著『テレビの憲法理論——多メディア・多チャンネル時代の放送法制』（弘文堂、1992年）。
- ・浜田純一著『情報法』（有斐閣、1993年）。
- ・日本新聞協会第八次新聞法制研究会編著『新聞の編集権 欧米と日本にみる構造と実態』（日本新聞協会、1986年）。
- ・野中・中村・高橋・高見著『憲法I 第4版』（有斐閣、2006年）。
- ・ローレンス・レッシング著『CODE—インターネットの合法・違法・プライバシー』（翔泳社、2001年）。

インターネット・ウェブ関係

- ・北岡弘章著「北岡弘章の『知っておきたいIT法律入門』」
<http://itpro.nikkeibp.co.jp/article/COLUMN/20060417/235451/?ST=slfkng>
- ・テッド・ネルソン著『リテラリーマシン ハイパーテキスト原論』（アスキー、1994年）。
- ・ティム・バーナーズ＝リー著『ウェブの創成—World Wide Webはいかにして生まれどこに向かうのか—』（毎日コミュニケーションズ、2001年）。

以上